

■新学習指導要領

林 学習指導要領が改定された。周知方法と、教育基本法で定められている教育振興基本計画を作成するにあたって、三芳の教育の実情の把握は。

学校教育課長 あらゆる場面で周知すると共に、三芳町教育行政重点施策の中で課題をまとめてある。

◆解説

文部科学省は、3月28日付けで、小・中学校の新学習指導要領を公示した。約60年ぶりに改正された教育基本法を踏まえ、30年ぶりに主要教科を中心に授業時間数と内容を増やし脱「ゆとり教育」のカリキュラムになっている。

特に①言語活動②理数教育③伝統・文化教育④道徳教育⑤体験活動⑥外国語教育の充実を打ち出している。自治体は、教育振興基本計画の作成が義務づけられており、そのためには教育の実情を詳細に把握する必要がある。全国一等のデータ化、整理が求められる。

林 世田谷区の「日本語」教育特区が、高い評価を得ている。本町でも独自の教育特区構想はないのか。

学校教育課長 各学校が独自の教育を行っているが参考にしたい。

◆解説

2002年12月「構造改革特別区域法」が施行され、世田谷区では、昨年19年度から「日本語」の教育特区をスタート。児童・生徒が言葉を大切にすることを通して深く考える習慣を身につけ、表現力を向上させ、日本文化への理解を深めることができる。

小学校1年生から俳句や短歌、漢詩が出てくる。先ずは音読、暗唱させ、日本語の響きやリズムの美しさを味わうことに主眼を置いている。その教科書の評価が高く、全国からも問い合わせがあり1万冊が一般販売された。現在、全国から世田谷区の取り組みが注目されれている。三芳教育を考える上で参考になると考える。

■教育特区構想は

ついて

■地域資源の活用について

林

昨年、中小企業地域資源活用促進法が施行された。当町でも地域資源を発掘し、国、県の認定を受け、ブランド化し、それを活用する中小企業への支援策を検討すべきではないのか。

産業振興課長 当町には、三芳の野菜、富の川越いも、三富地割遺跡等地域資源がある。関係機関を通して周知し、希望の企業があれば支援策を検討していきたい。

◆解説

法律で定める地域産業資源とは、①農林水産物や鉱工業品、②地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源。

埼玉県では、すでに157の地域産業資源が認定され、6事業所の計画が採択されている。



紅赤で作ったいも焼酎「富の紅赤」

川越いも振興会武田会長

◆解説

平成19年6月29日に中小企業地域資源活用促進法が施行された。この法律は、地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発・販売に取り組む中小企業に対して、税制・金融面をはじめとする総合的な支援を行なうことを目的としている。

地域資源活用促進法が施行された。この法律は、地域産業資源を活用して新商品・新サービスの開発・販売に取り組む中小企業に対して、税制・金融面をはじめとする総合的な支援を行なうことを目的としている。